

社会保険委員制度の変遷

1 健康保険委員制度の発足

健康保険制度の施行当時、すなわち昭和2年頃から、新しく施行される健康保険制度の趣旨を如何に周知させるか、それまで馴染みのない保険診療を如何に被保険者等に理解してもらうか、ということについて、政府の一方的なPRだけでは不十分であり組織的な被保険者への普及啓発を図る必要があるということで、地方から健康保険委員制度の提唱がなされ、一部の府県で実施された。

その後、今日の社会保険委員制度の原型となった健康保険委員制度が全国に拡大していくた
が全国一斉に配置されるにまで至らず、昭和14年には戦争の進行に伴い本制度も衰退の一途を
辿り、やがて自然消滅という形となった。

この発足当時の健康保険委員制度は、被保険者50名以上の事業所から1名を、事業主の推薦を得て都道府県知事または警察部長等が健康保険委員として委嘱し、被保険者に対する指導事項を指示するといったものであったようである。

なお、残念ながら、この時期における委員の具体的な活動状況をうかがうに足る資料は残って
いない。

2 健康保険委員制度の再発足

終戦後、社会の一般情勢が急展開するや、社会保険制度が新たな脚光を浴びることとなる。医療給付費の増加が著しい一方、経済の不振による保険料の滞納額が増大し、健康保険財政が収支のバランスを失うという危機的状態に陥った。このため、事業主の理解と被保険者に対する指導、特に正しい保険給付の受け方といった面の普及啓発の必要に迫られ、昭和25年に、再び、健康保険委員制度が復活した。

昭和25年6月、厚生省保険局長から、各都道府県知事あて「健康保険委員設置要綱」が通知され、本制度を強力に推進することとされたのである。

この要綱によれば、健康保険委員は、被保険者30名以上の適用事業所（20名以上30名未満については任意）の事業主から適任者の推薦を得て都道府県知事が委嘱することとされ、被保険者30名以上300名未満の事業所には1名、300名以上の事業所には2名配置されることとなった。

これら事業所に配置された健康保険委員（事業所委員）の業務は、健康保険を中心とした社会保険の各制度を常に研究し、その正しい理解に努めることであり、日常の具体的な活動としては、新規被保険者に対する教育、正しい保険給付の受け方に関する指導、各種手続きの指導、疾病予防、健康増進のための対策、資格喪失届の内容審査、保健施設に対する協力などであった。

また、第一線機関としての事業所委員のほかに、各社会保険事務所ごとに、その地区の事業所委員の指導にあたることを任務とした「地方指導員」が設けられ、さらに中央（厚生省）には「中央指導員」が若干名配置され、地方指導員の指導にあたることとされた。

当時の「設置要綱」によれば、前者（地方指導員）は都道府県知事が委嘱し、その業務は「都道府県保険課及び社会保険出張所長の指揮を受け、密接な連絡のもとに事業所委員の教養に関する

る計画をたてて、必要に応じ講演会、協議懇談会等を開催し、社会保険の精神と、これが運営の方途について、普及徹底を図ること」であり、後者（中央指導員）については、厚生省保険局長の委嘱を受け「厚生省と常に密接な連絡を持ち、地方指導員に対する指導教養を行うこと」であった。

これら、地方指導員の実際の活動状況は、地域によりいろいろであったようであるが、この要綱で示された前述の業務は実態上現行制度の「社会保険委員会」の仕事として受け継がれている。

3 社会保険委員制度への改組

昭和37年7月に、社会保険庁が厚生省の外局として設置され、健康保険委員制度に関する業務も当庁の所管とされることになった。翌38年には、従来の健康保険委員制度が全面的に再検討され、より実情に即した組織と事務内容を備えた制度へと面目を一新することになった。すなわち、昭和38年4月、新たに「社会保険委員制度要綱」が制定され、社会保険庁長官から各都道府県知事あて通知された。

この新しい要綱と旧「健康保険委員設置要綱」との相違点は次のとおりである。

第1は、委員の行う業務範囲を、健康保険のみならず厚生年金保険の分野にも拡げるとともに、その名称も多年馴染まれた健康保険委員から社会保険委員と改め、その設置基準も、従来の30名以上の被保険者を有する適用事業所への配置（20名以上30名未満については任意）から、20名以上の被保険者を有する適用事業所へのそれに改めた。これは、時代の要請ともいべきものであり、厚生年金保険制度の充実、通算年金制度の確立等に伴い、国民の年金に対する関心がようやく高まりつつあった折りでもあり、実情としても健康保険委員はこの方面的指導相談にあたっていることが多かったことを考えると当然の措置であったと言えよう。

第2に、従来の中央指導員及び地方指導員に代わって、社会保険庁に中央社会保険委員が、都道府県に地方社会保険委員がそれぞれ社会保険庁長官及び都道府県知事の相談機関として配置されることになった。前者（中央社会保険委員）は長官の委嘱を受けて3名、後者（地方社会保険委員）は、各社会保険事務所の管轄区域ごとに1名の割合で、後述する社会保険委員会の推薦を受けて都道府県知事が委嘱し、それぞれ、長官及び知事の相談あるいは依頼に応じて社会保険委員制度の運営についての意見を述べ、あるいは必要な調査を行うことを業務とした。

第3は、いわゆる巡回相談員たる社会保険委員の設置である。従来の健康保険委員が、常時30名以上の被保険者を有する事業所に設けられ、30名未満の小規模事業所は、委員制度の面では取り残される形となっていた。しかし、これら委員の置かれていない小規模事業所こそ、事業主の事務処理の面でも、多くの問題を抱えているのが実情であった。そこで「使用される被保険者が常時20名未満の適用事業所等、主として社会保険委員の置かれていない事業所を管轄する社会保険委員として社会保険事務所に巡回相談員を置くこと」とされたのである。このようにして、それまで行政の手の届かなかった小規模事業所にもパイプが通じることとなったのであるが、この巡回相談員が後に社会保険委員の身分から切り離されて、現在の「社会保険相談員」に発展するのである。

なお、この巡回相談員である社会保険委員は、一般の社会保険委員と同様に都道府県知事が委嘱するものであるが、その活動を裏付けするものとして一定の予算措置がなされており、その勤務形態等は一般の委員と幾分異なり、次のように定められている。

「巡回相談員である社会保険委員は、各社会保険事務所の管轄区域ごとに1名の割合で置くこ

と」を原則とし、「その所属する社会保険事務所の長の指導を受け、主として社会保険委員の置かれていない事業所を巡回し、被保険者、事業主等に対し、社会保険に関する全般的問題のほか各種届書、給付請求等についての指導及び相談にあたる。」

また、一般の社会保険委員の業務は、実質的には従来とほとんど変わらないが、新要綱では、「社会保険事務所と密接な連絡をとりながら、その所属する適用事業所の被保険者及び被扶養者並びに当該事業所の周辺の小規模事業所等に対する社会保険に関する指導及び相談にあたるほか、各種保健活動その他社会保険事業の推進のために必要な事業をも併せて行う」とことされている。

第4は、委員相互の連絡を密にし、本制度を一層強力円滑に推進するため、社会保険委員の組織化を図ったことである。従来からも、すでに多くの県で自然発生的に健康保険委員の地区健康保険委員会が結成されており、この委員会を媒介として各種の研究・広報活動が行われていた。そこで、この方向をさらに育成、発展させるため、全国均一の組織として、各社会保険事務所の管轄区域ごとに社会保険委員会を設けることを義務づけたものであり、そのために「社会保険委員会規約準則」も示されたが、時ならずして大部分の地域で社会保険委員会が組織され、任意とされた都道府県単位の連合会も次第に結成されていった。

このほか、社会保険事業の推進に特に貢献のあった社会保険委員に対して、その陰の力としての労に報いる意味で、社会保険庁長官や都道府県知事の表彰を行うことが定められた。

4 社会保険委員制度及び社会保険相談員制度の制定

昭和38年に健康保険委員制度から社会保険委員制度に改正されて以来、社会保険委員の存在も関係者の間に広く認識され、委員数も年々伸びて所期の成果をあげてきたが、一方において、社会保険制度の拡充と複雑化に伴い、事業主、被保険者等からの相談、特に年金制度に関する相談が激増してきた。そのため、相談業務の充実・強化が痛感されるに至った。そこで、昭和42年6月、「社会保険委員制度及び社会保険相談員制度要綱」が制定され、社会保険事務所の窓口業務の充実・強化が図られることとなった。

旧要綱との主な相違点は、従来の「巡回相談員たる社会保険委員」を社会保険委員から分離させ、相談員の業務に新たに窓口相談業務を取り入れて「社会保険相談員」としたことである。

このように、事業所にあっては、本来の業務の傍ら、内部の被保険者等のために指導・相談あるいは連絡役となつていただいている社会保険委員のほかに、社会保険事務所に所属して、専ら、相談業務を担当する社会保険相談員が誕生したわけであるが、制度上両者は一対のものとして考えられており、先に述べた社会保険委員会の構成やその事業においても、両者は共同してこれに参加することとされたものである。

これは、従来の巡回相談業務のほか、社会保険事務所の窓口を訪れる人々の窓口相談業務を取り入れることにより、よりきめ細かいサービスが提供できるようにしたものであるが、その業務の性質から、これらの任にあたる相談員の身分を社会保険委員から切り離し、その名も「社会保険相談員」と改めて、社会保険事務所長の指導の下に定められた業務を行うこととなったのである。

5 社会保険委員制度及び社会保険相談員制度の拡充

昭和46年10月、「社会保険委員制度及び社会保険相談員制度要綱」が改定された。これは、年金制度が成熟するにしたがい、制度全般に関する指導・相談業務の一層の拡充を望む声が次第

に強まってきたことから、このような情勢に対処するため、社会保険委員の指導・相談及び広報の対象を、健康保険及び厚生年金保険のみから、船員保険及び国民年金にまで拡大することとしたものである。

このように、社会保険委員制度は、社会保険事業の円滑な推進には欠くことのできない重要な役割を果たすこととなり、昭和60年には、社会保険事業の推進・発展のために多年にわたりご尽力いただいた社会保険委員に対し厚生大臣表彰(現厚生労働大臣表彰)を行うことが定められた。

6 社会保険委員制度の拡充と全国組織の設立

バブル崩壊、長期低迷する市場経済、急速に進む少子高齢化など、社会保険を取り巻く環境が大きく変化し、社会保険制度も変革期を迎えていた。加えて、社会保険は国民生活に直結したものであることから、医療保険や年金制度は、これまで以上に国民の大きな関心を寄せるところとなつた。

このような状況にあって、事業主や被保険者に社会保険制度に対する理解を深めていただくことは、社会保険事業の円滑な推進に直結するものであり、そのためにも社会保険委員活動の一層の充実・強化を図る必要があったことから、平成6年7月、社会保険委員の設置基準を、従来の20名以上の被保険者を有する事業所への配置から、10名以上の被保険者を使用する事業所へのそれに改め、設置対象事業所を拡大した。

同じ頃、社会保険委員の永年の懸案であった全国組織結成の動きが本格化し、平成6年11月14日、社会保険委員の資質の向上、連携の強化、活動の活性化等を目的とした社会保険委員の全国組織「全国社会保険委員会連合会」が設立された。

全国社会保険委員会連合会が行う事業は、①都道府県社会保険委員会連合会及び社会保険委員会の指導・支援、②社会保険委員会活動の向上のための会議、研修等の開催、③社会保険委員制度の普及、広報宣伝及び調査研究、④社会保険庁及び社会保険関係団体の実施する事業の支援等となっており、これにより、社会保険委員の活動を全国レベルで推進していく基盤ができるといったといえる。

さらに、平成8年には、社会保険委員制度の普及啓発及び社会保険委員活動の指導・助言並びに社会保険相談員等が行う業務についての指導等、社会保険委員制度及び社会保険相談員制度の円滑な運営を図ることを目的として、各都道府県に「社会保険指導員」が配置された。社会保険指導員の主な業務は、社会保険委員活動の企画・立案、行政と社会保険委員会組織との連絡調整、社会保険委員会組織の活動に対する指導・助言等を行うことであり、社会保険委員活動の活性化の推進役として位置づけられた。

また、平成12年4月、地方分権一括法の施行に伴い、行政組織については、それまで都道府県の組織として置かれていた保険課、国民年金課及び社会保険事務所が、社会保険庁の地方支分部局に改められ、都道府県単位の地方社会保険事務局の下に社会保険事務所が置かれることとなった。また、社会保険事務については、都道府県知事の機関委任事務から国の直接執行事務に改められた。これに伴い、社会保険委員の委嘱についても、都道府県知事による委嘱から社会保険庁長官によるそれに変更された。

現行の社会保険委員制度の概要

1 目的

社会保険委員制度は、社会保険委員が、社会保険の適用、給付、保険料その他の事項について積極的に指導及び相談を行い、もって社会保険事業の周知徹底及びその円滑な運営を図ることを目的とする。

2 活動内容

(1) 社会保険委員の活動

社会保険委員は、社会保険事務所と密接な連絡をとりながら、事業主、被保険者及び被扶養者に対して、次のような活動を行う。

- ① 社会保険に関する指導及び相談
- ② 社会保険制度に係る広報資料の作成、配付
- ③ 各種保健活動や事務講習会の開催
- ④ 社会保険の届書、申請書の作成指導及び点検等

(2) 社会保険委員制度に関する行政の活動

- ① 毎年10、11月を社会保険委員活動強化月間として定め、事業主等への社会保険 委員制度の周知、広報や社会保険委員大会の開催等、その期間に集中して委員活動の強化を図る。
- ② 厚生労働大臣、社会保険庁長官表彰の実施。
- ③ 社会保険委員制度の普及・啓発及び委員活動の指導・助言等を行うことを目的として、「社会保険指導員」を各都道府県ごとに配置し、委員活動の充実を図る。
- ④ 全国社会保険委員会連合会に「年金シニアライフセミナー」及び「年金セミナー」の事業を委託。
- ⑤ 「社会保険委員必携」、「社会保険委員のための年金百科」等参考図書の配付。

3 委嘱状況等

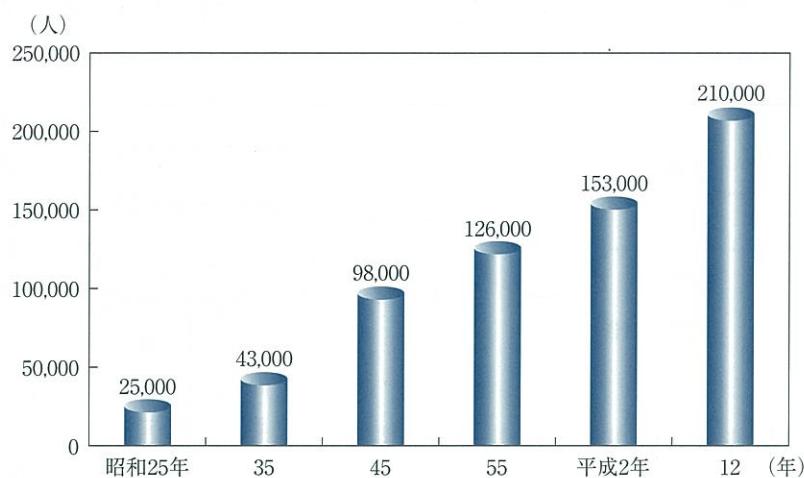
(1) 設置

健康保険、厚生年金保険及び船員保険の適用事業所等のうち、常時10名以上300名未満の被保険者を使用する適用事業所等にあっては1名、常時300名以上の被保険者を使用する適用事業所等にあっては2名を設置する。

(2) 委嘱

被用者保険に関する事務について相当期間経験を有し、かつ、現にその適用事業所等において被用者保険に関する事務を担当する者であって、事業主等の推薦のあった者のうちから、社会保険庁長官が委嘱する。

(3) 委嘱数の推移（全国推計）



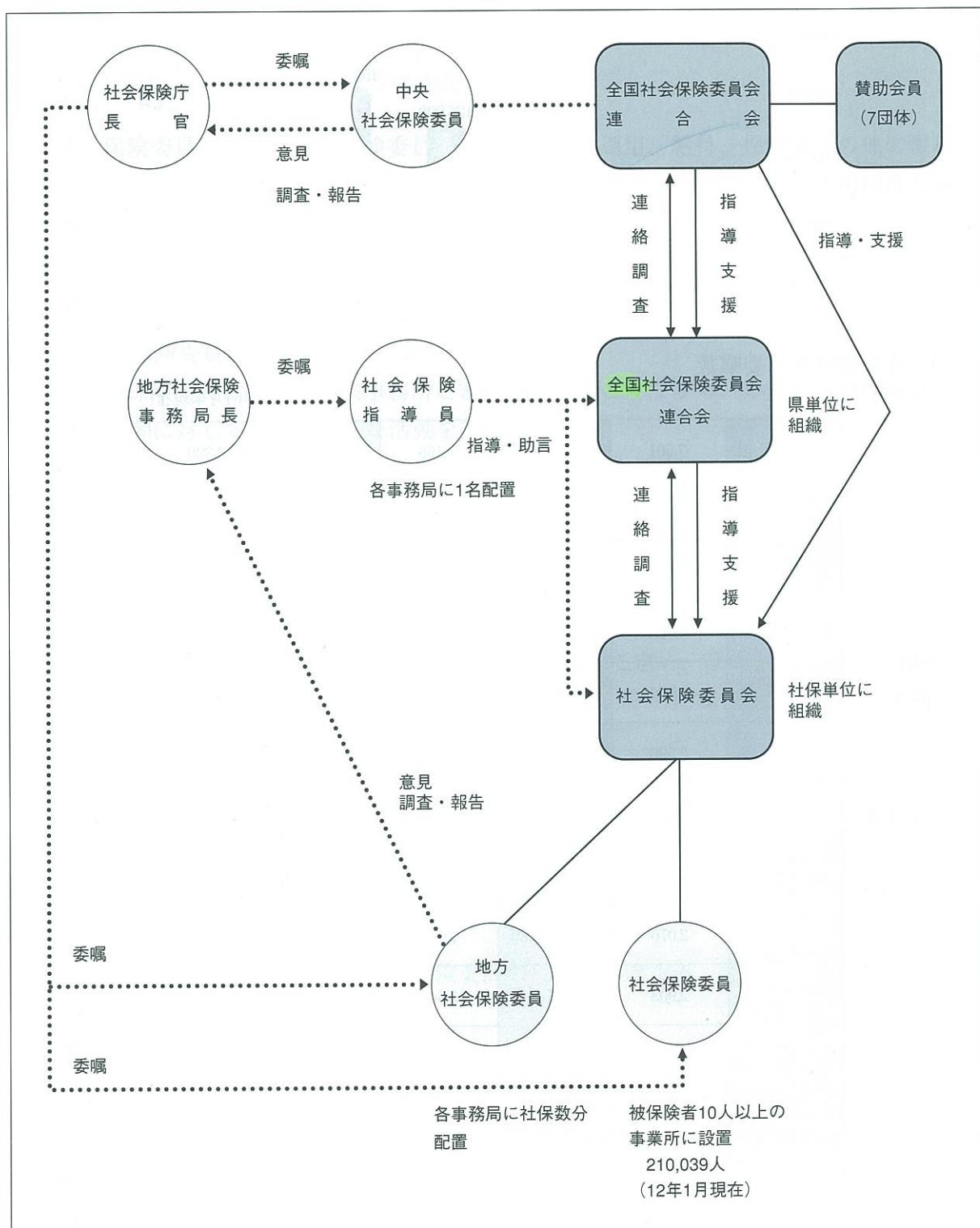
(4) 各都道府県別委嘱数

(平成12年1月末現在)

北海道	7,561	石川県	3,168	岡山県	4,320
青森県	2,264	福井県	2,820	広島県	7,958
岩手県	3,621	山梨県	1,975	山口県	3,344
宮城県	5,123	長野県	6,496	徳島県	2,026
秋田県	2,190	岐阜県	3,188	香川県	3,616
山形県	2,530	静岡県	9,199	愛媛県	4,407
福島県	3,266	愛知県	8,478	高知県	2,389
茨城県	3,406	三重県	2,922	福岡県	10,104
栃木県	2,076	滋賀県	2,969	佐賀県	2,833
群馬県	2,903	京都府	3,541	長崎県	2,999
埼玉県	6,474	大阪府	13,496	熊本県	3,706
千葉県	4,154	兵庫県	5,198	大分県	3,878
東京都	15,741	奈良県	1,388	宮崎県	3,825
神奈川県	6,312	和歌山县	1,790	鹿児島県	2,754
新潟県	7,935	鳥取県	1,718	沖縄県	2,328
富山县	4,061	島根県	1,589	合計	210,039

4 組織機構

(1) 組織図



(2) 社会保険委員会及び社会保険委員会連合会

社会保険委員会は、社会保険委員相互に連絡を取り合い、知識や経験を交換し、委員活動の向上を図るための場として、社会保険事務所ごとに設置されており、その活動は各委員会により様々であるが、主に次のような活動を行っている。

- ① 委員会の会報を発行・配付
- ② 社会保険に関する事務研究会、講習会の開催
- ③ 年金相談所などの開設
- ④ レクレーションやスポーツ大会の開催
- ⑤ 優良社会保険委員会の視察
- ⑥ 社会保険委員の表彰等

また、都道府県単位に各社会保険委員会の指導、支援及び連絡調整等を行う社会保険委員会連合会が組織されている。

(3) 全国社会保険委員会連合会

① 設立目的

社会保険委員制度を全国的な観点から充実・強化し、社会保険委員の資質の向上、連携の強化及び委員活動の活性化を図ることを目的とする。

② 事業内容

- ア. 社会保険委員研修の実施
- イ. 年金シニアライフセミナーの開催
- ウ. 年金セミナーの開催
- エ. 会報及び会員名簿の発行

③ 組織

ア. 形態

任意団体として平成6年11月14日設立

イ. 構成

会員制
会員 = 各都道府県の社会保険委員会連合会
賛助会員 = (社) 全国社会保険協会連合会、(財) 厚生年金事業振興団、
(財) 社会保険健康事業財団、(財) 船員保険会、
(社) 国民年金協会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会、
(財) 社会保険協会

ウ. 組織

役員 = 会長1名、副会長3名、理事18名、監事2名

事務局 = 常務理事 他職員4名

エ. 会議

定期総会及び理事会

④ 所在地

〒108-0074

東京都港区高輪3-22-12

電話 03-3280-8894

(4) 中央社会保険委員及び地方社会保険委員

① 目的

社会保険委員制度の円滑な運営を目的として、中央社会保険委員及び地方社会保険委員を設置

② 設置

ア. 社会保険庁に中央社会保険委員を置き、その数は3名とする。

イ. 地方社会保険事務局に地方社会保険委員を置き、その数は当該地方社会保険事務局の管轄区域に設置されている社会保険事務所の数に相当する数とする。

③ 委嘱

ア. 中央社会保険委員は、社会保険事業の運営に関し、相当期間経験を有し、かつ、社会保険制度に深い关心と識見を有する者のうちから、社会保険庁長官が委嘱する。

イ. 地方社会保険委員は、社会保険委員会の推薦のあった者のうちから、社会保険庁長官が委嘱する。

④ 職務

ア. 中央社会保険委員は、社会保険庁長官の求めに応じ、社会保険委員制度全般の運営に関し意見を述べ、または社会保険庁長官の委嘱により必要な調査を行う。

イ. 地方社会保険委員は、地方社会保険事務局長の求めに応じ、当該地方社会保険事務局の管轄区域における社会保険委員制度の運営に関し意見を述べ、または当該地方社会保険事務局長の委嘱により必要な調査を行う。

(5) 社会保険指導員

① 目的

社会保険委員制度の普及・啓発及び社会保険委員活動の指導・助言並びに社会保険相談員等が行う業務についての指導及び調査研究等、社会保険委員制度及び社会保険相談員制度の円滑な運営を図るため、地方社会保険事務局に社会保険指導員を設置する。

② 委嘱

社会保険指導員は、地方社会保険事務局長が委嘱する。

③ 職務

社会保険指導員は、地方社会保険事務局長の命を受け、次に掲げる業務を行う。

ア. 社会保険委員活動の企画・立案及び周知・啓発を行う。

イ. 社会保険委員会組織との連絡調整及び活動の指導・助言を行う。

ウ. 社会保険委員未設置事業所に対する設置促進を行う。

エ. 社会保険委員の委嘱に関する業務を行う。

オ. 社会保険相談員等の指導及び相談業務に関する調査研究を行う。